

第 90 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 29 年 12 月 25 日 (月) 10:00～12:15
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 4 階 4 1 6 会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	可児 康則	名古屋第一法律事務所弁護士
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン放送文化推進局 C S R 推進室部長
同	種部 恭子	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	原 健一	佐賀県 D V 総合対策センター所長
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策の実施状況等について
～第 4 次男女共同参画基本計画 第 7 分野 2 を中心に～
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 内閣府説明資料
- 資料 2 警察庁説明資料
- 資料 3 厚生労働省説明資料
- 資料 4 最高裁判所説明資料
- 資料 5 法務省説明資料

(議事録)

○辻村会長 皆様おはようございます。ただいまより第90回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を始めさせていただきます。

本日、御欠席の委員は、山本委員と井田委員でございます。

本日の議事は「配偶者からの暴力の防止等に関する施策の実施状況等について～第4次男女共同参画基本計画第7分野2を中心に～」でございます。

まず、5つの府省庁から施策の実施状況等について御説明をいただきます。その後に、まとめて、委員の皆様と意見交換を行いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に事務局から会議資料の確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府の暴力対策推進室長の杉田でございます。よろしくお願いいたします。

今日は資料1から資料5まで、各府省庁からいただいた資料を配付させていただいております。不足がありましたら事務局までよろしくお願いいたします。

○辻村会長 皆様資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、専門調査会でこのテーマを取り上げる趣旨について事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 今回、配偶者からの暴力防止等に関する対策の実施状況等についてということで議題とさせていただいておりました。今年6月に決定されました重点方針2017におきまして、本件についてフォローアップをするということが書かれてございます。この重点方針2017におきましては、平成25年に改正された配偶者暴力防止法の施行後の施行状況や被害者からの相談内容、被害者の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討を行うとされているところであります。

本専門調査会におきましては、今年3月、いわゆるJKビジネス、アダルトビデオ出演強要の問題に係る現状と課題について報告書を取りまとめたところであります。その1つ前の専門調査会の報告物といたしましては、平成26年4月ですけれども、女性に対する暴力を根絶するための課題と対策といたしまして、配偶者暴力防止法に係る対策の実施状況のフォローアップをしていただいたところであります。この取りまとめ当時におきましては、交際相手からの暴力といったものが社会的に問題となっており、また、痛ましい事件も発生していたことに鑑みまして、保護命令制度、それから、交際相手からの暴力への対応や、被害者の安全の確保に関連する事項について重点的に取りまとめをいただいております。

また、この報告書におきまして、本専門調査会として引き続き改正法の施行後の実態を把握してフォローアップを行うことが必要とされているところであります。これらのことを踏まえまして本日、配偶者からの暴力防止等に関する対策の実施状況等といたしまして、まずは各府省庁からヒアリングをさせていただくという趣旨でございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。初めに施策の実施状況等について各府省庁から説明をいただきます。

まず内閣府から説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府で行っております配偶者暴力対策の現状等について説明をいたします。資料1を使わせていただきます。

最初に現行の配偶者暴力防止法について改めて簡単に説明をさせていただきます、その後に内閣府の具体的な取組について説明をさせていただきます。

通し番号でページを振ってございます。3ページに法律の概要を載せております。いわゆるDV法でございますが、平成13年に議員立法で成立いたしまして、その後、16年、19年、25年と、3度の改正が行われております。直近の25年改正のポイントといたしましては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの法を準用することとなったというものであります。

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力なのですけれども、外部からの発見、介入が困難であって、かつ、継続的になりやすいといった配偶者からの暴力、同様の事情があり、その被害者を救済するために、この配偶者からの暴力に準じて法の対象とするといったものでございます。

法律の中身といたしまして、見開きの4ページ、5ページになるのですけれども、被害者からの相談、一時保護、自立支援を行うということを定めておるものでございます。相談の仕組みといたしましては警察のほか、この法律におきまして配偶者暴力相談支援センター、いわゆる配暴センターを地方公共団体において設置して行うということが定められております。配暴センターでの相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時の安全の確保、一時保護、自立生活促進、保護命令制度の利用等に係る情報提供の機能を有するというものとされております。

また、緊急的に保護を行う必要がある場合には、婦人相談所などを利用いたしまして一時保護を行うことも規定しております。

法律のもう一つの柱が保護命令でございます。被害者の申し立てによりまして裁判所が接近禁止命令、退去命令など、加害者である配偶者に対して出すという仕組みになっており、これに違反をすれば罰則が科されるというたてつけになってございます。

7ページ目、男女間における暴力に関する調査報告書、平成27年3月に公表したものでございます。これにつきましては平成27年4月の専門調査会に報告をさせていただいたものであります。

9ページ、この調査は平成11年以降、3年に1回のペースで実施しております。直近のものが平成26年度に実施し、27年3月に公表をしたものでございます。今年度は29年度ということで調査の実施年に当たり、来年3月、4月ごろの公表を目指して調査中でございます。調査そのものは、全国の20歳以上の男女5,000人を対象に実施し、回答率は70.9%。中身につきましてはいわゆるDV、2つ目が交際相手、3つ目がストーカー、4つ目が性暴力の被害、そういった実態把握のための基礎資料という位置付けでございます。

11ページ、まず配偶者からの被害ということで上のグラフ、配偶者からの被害経験ということ

で一番右の「あった」という欄が20.3%とになってございます。その下のグラフ、女性、男性で左右分かれていますのだけれども、特に女性につきましては配偶者からの被害経験があったとするのは23.7%とになってございます。

12ページ、上のグラフ、配偶者からの被害の相談について、特に女性は44.9%の方が相談されていないという状況になってございます。

13ページ、下の方のグラフですが、命の危険を感じるような被害を受けたことがあるかについて、女性の11.4%が命の危険を感じたとされております。

14ページ、交際相手からの被害なのですが、上のグラフ、女性の19.1%が被害経験ありという形になってございます。下の方のグラフは平成25年法改正で新たに法律の対象となった、同居する交際相手からの被害について女性の29.8%が被害経験あり。交際相手の中でも同居している場合の方が被害経験が多いというデータになってございます。

15ページ、上のグラフでございますが、交際相手からの被害の相談についてなのですが、女性の39.3%が相談していない。

16ページ、下のグラフでございますが、命の危険を感じた経験について女性の25.4%が経験ありというデータになってございます。

17ページ以降がいわゆるストーカー、特定の異性からの執拗なつきまとい等についてのデータでございます。

上のグラフ、女性の10.5%が被害経験あり。

18ページ目、上のグラフなのだけれども、6.5%の女性が被害経験あり。

下の方は加害者との関係についてなのですが、交際相手、元交際相手が最も多く28.2%、続いて配偶者、元配偶者、親、兄弟など身近な人からの被害が多い実態になっております。逆に全く知らない人については11.1%以下というデータになってございます。

20ページ、上のグラフでございますが、相談しなかった方の割合は67.5%で高い数字になってございます。

説明させていただきましたDV、交際相手、ストーカー、無理やり性交の4つの類型について、総括してみますと、まず被害経験の高さにつきましては同居している交際相手、DVが比較的高くなっている。それから、相談しているかどうかにつきましてはストーカー、交際相手、DVの順に高くなっている。それから、命の危険を感じた経験についてはストーカーが一番高く、次に交際相手というような結果になってございます。

23ページが今年度実施中の調査でございます。3に主な変更点を記させていただいております。25年のDV法の改正だったり、あるいはストーカー規制法の改正、今年あった刑法の改正、そういったものを踏まえまして項目の追加、修正、表現の適正化等を行っております。

まず3の①なのですが、配偶者からの暴力被害関係についてなのですが、DV法の適用対象の拡大、生活の本拠を共にする交際相手も準用されることになったことを踏まえまして、配偶者を配偶者等に改めるだったりとか、あるいはより実態把握を進めるために暴力に当たらないと思う理由、生活上の変化について追加をしているところでございます。

次に②交際相手からの暴力被害関係についてですが、相手の性別が異性か同性かといったところを追加してございます。

③ストーカー被害関係ですが、もともとは特定の異性からのつきまといとあったのですが、特定の相手からのつきまといに修正。これは第78回専門調査会で御指摘をいただいております。

④ですが、無理やり性交等をされた経験関係ですが、今般の刑法改正を受けまして強姦罪が被害者の性別を問わないこととされたりだとか、対象となる行為が見直しをされましたので、本調査対象を女性のみから男性を含むことといたしまして、異性から無理やり性交された経験というところを、相手の性別を問わず無理やりに性交等をされた経験に修正しております。また、監護者からの被害であったかについての問いも追加しておるところでございます。

25ページ目以降ですが、配暴センターの設置状況についての資料でございます。前回の専門調査会でも配付した資料と重複する部分がありますので、説明は簡略化させていただきたいと思えます。

25ページの上のグラフ、配暴センターの設置数の経年比較であります、最初の数字が全国に278か所、内数としまして都道府県設置が173、市区町村設置が105となっております。ちなみに第4次男女共同参画基本計画では、32年までに市町村配暴センターの設置目標を150としているところでございます。

下の表であります、施設の種類別の数を整理したものでございますが、法律上の配偶者暴力相談支援センターはいわば総称といいますか、現実には婦人相談所や女性センターだったりとか、他の機能を有する組織に機能を追加して配暴センターとして業務を行っていただくものでございまして、名称として配偶者暴力相談支援センターと名乗っていない場合の方がかなり多いという状況になってございます。

26ページは都道府県別のセンターの数ですが、法律上、都道府県にはセンターの設置義務があり、各都道府県には最低1つはあるということになってございます。一方で市町村の設置は努力義務規定になっておりますので、市町村では設置がゼロの都道府県はまだ16県もあるという状況になってございます。市区町村と書いておりますが、ほとんどが市による設置。町が4つ、村が設置するケースはございません。

27ページ目は配暴センターにおける相談件数ですが、これは前回調査会と同じ資料でございます。増加傾向にあるところでございます。前回も少し説明いたしましたが、直近の平成28年度につきましては10万6,000件と、前年度から5,000件ほど減少している状況でございます。特定の県、徳島県なのですが、事情がございまして3,000件ほど減少している背景がございました。

28ページ目以降のデータなのですが、こちらにつきましても内容といたしましては前回専門調査会にて配付した資料と同じ内容のものでございますが、今回は28年度単年度ではなくて、経年比較が見られるように整理してございます。

(1) 性別ですが、圧倒的に女性の方が多いですが、最近は男性の数もそれなりに増加傾向にあるという状況でございます。

(3) は施設の種類別に整理したものでございます。

29ページは都道府県別の相談件数でございます。センターの数が多ければ相談が増える可能性もあるのですが、これが都道府県別の暴力の数を直接表しているかどうかというのは、必ずしもそういうところでもないのかなという感じであります。およそ人口に比例しつつも多いところ、少ないところ、差がある状況かなと受けとめております。

31ページの6ポツは、障害者である被害者からの相談件数でございます。相談によっては必ずしも障害者であるかどうかわからないケースもあるのですが、確認できる範囲で全体の約7%が該当してございます。内容といたしまして知的・精神障害の方の割合が9割弱と多い状況になっています。事前に資料を送らせていただきましたが、今般、DPI女性障害者ネットワークから御要望をいただきまして、そういったものを踏まえて今後は知的障害者と精神障害者を分ける方向でデータを集計できたらと考えてございます。

33ページ目以降ですが、前回調査会でも説明させていただきました試行調査の結果をまとめたものです。内容は同じです。

39ページ目は一時保護の状況でございます。前回の専門調査会で幾つか意見をいただきました。そういったものについては次回以降の試行調査の中で把握していきたいと考えております。例えば来所相談に来られた方のうち約9割が一時保護等を希望しなかった。そういった方々のニーズについて調べてほしいだったりとか、あるいは一時保護を希望したのだけれども、結局、最終的には本人が辞退した要因は何だったのか。可能な範囲で次回以降、調べていきたいと考えております。

43ページ以降は内閣府が取り組んでおります配偶者暴力防止に関する主な取組でございます。主に広報啓発、調査研究に取り組んでいるところでございます。

最初の1なのですが、地方公共団体、配暴センター等に対する支援といたしまして、1つ目の○、官民の配偶者暴力被害者支援の相談員、管理者を対象としたワークショップ事業を行っております。2つ目の○でございますが、若年層に対して教育啓発の機会を多く持つ者向けの予防啓発のための研修を実施しているところでございます。詳細につきましては45ページ以降に資料がありますので、御参照いただければと考えております。

43ページ、1の3つ目の○でございますが、お手元にピンク色のカードを配付しておりますが、DV相談ナビ事業でございます。自動音声で全国どこからでも一定料金で最寄りの支援センター等の相談窓口を案内するというものでございます。

続きまして、東日本大震災における被災地向けの相談事業でございます。こちら49ページ以降に詳細資料をつけてございますので、適宜参照いただければと思います。震災により大きな被害が発生した中で女性が抱える悩み、女性に対する暴力の発生ということが懸念されたところでもあります。かつ、そのようなことに対応していくべき自治体自体が被災をしてしまっていて、相談対応等の行政機能が低下しているという状況が生じております。そうしたこともございまして、全国各地から応援に来ていただき、こういった女性に対して相談事業を行うということを平成23年から始めていたところでございます。

今の内容につきましては、岩手県、宮城県につきましては既存の相談窓口の移行を見据えまし

て今年度限りで臨時の相談事業を終了する。来年度にかけまして引き続き相談窓口の機能回復のための研修実施をすることで、相談対応の自立を支援していきたいと考えております。

福島県につきましては、県外への避難者数がいまだに4万人近くおります。そういったこともありまして臨時の相談事業を引き続き実施していくということと、研修等の事業についても当分継続していきたいと考えております。福島県の場合は原発事故ということもありまして特殊なケースなのですけれども、最近、帰宅困難地域が一部解除されたりだとか、賠償金の支払いがあったとか、刻々とフェーズが変わってきているという状況もあり、相談内容もより複雑化、困難化しているという話を聞いたりしております。そういった意味で今後とも福島県についてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

43ページ目の「2 広報啓発」でございます。前回専門調査会でも説明させていただきましたが、女性に対する暴力をなくす運動、53ページ以降に資料をつけておりますけれども、毎年11月12日から25日まで2週間実施しています。ポスター、リーフレットの作成、パープル・ライトアップ、パープルリボンの着用等々、色々事業を進めているものでございます。

「3 調査研究」といたしまして、先ほどの男女間調査を今年度実施しているという話と、加害者対応についても非常に重要な課題であると認識しておりますので、被害者支援における危険度判定の加害者対応に関する調査研究、これは来年度新規予算として盛り込ませていただいたところでございます。今年度につきましても納米先生に座長を務めていただいているのですが、先ほど説明をした官官・官民連携事業の中で調査研究、被害者支援における加害者のリスクアセスメントについての実態調査をやっているところでございます。こういったことも踏まえまして来年度調査につなげていきたい。リスクアセスメント指標を用いた加害者対応のあり方等々について調査研究を来年、続けていきたいと考えております。

「4 民間団体に対する援助」でございます。先ほど御説明しました研修事業におきましても民間団体を対象に実施しているところ。男女局ホームページ等々にも各種情報提供をさせていただいているところであります。そのほか配偶者からの暴力、ストーカー対策に係る地方財政への対応といたしまして、特別交付税措置により財政支援をしているところでございます。

雑駁であります、内閣府からの取組説明は以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

質疑は後に回しますので、引き続きまして警察庁から御説明をお願いいたします。

○警察庁 警察庁からは、警察におけます配偶者からの暴力事案等への対応状況について御説明を申し上げます。

資料1の1ページをご覧くださいと思います。まず1でございますけれども、警察において受理しました配偶者からの暴力事案等の相談件数でございますが、平成16年以降、13年連続で増加しております。平成28年中は6万9,908件と法施行以降、最多となっているような状況でございます。

2でございます。配偶者からの暴力事案等の刑法、特別法犯の適用による検挙件数。これも一貫して増加しております。平成28年中は8,291件と法施行以降、最多となったという状況でござい

ます。

この検挙の内訳でございますけれども、2ページに内訳を記載してございます。暴行が4,409件、傷害が2,991件と、暴行と傷害を足しますと全体の約9割を占めている状況でございます。それから、配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙件数、こちらの方でございますけれども、平成28年中は104件と、これは2年連続で減少しております。

3番の配偶者暴力防止法に基づく対応でございますけれども、ここに記載がございますが、裁判所からの書面提出要求、保護命令の通知、これも検挙と同様に減少してございます。

3番の法に基づく医療機関からの通報、4番にあります警察本部長の援助に記載している被害者からの警察本部長等への援助の申し出、こういった受理件数というのは増加傾向にございます。

3ページ目、まず6番のところでございますけれども、平成28年中に警察において受理しました配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち、被害者の性別では女性が85.0%でございます。男性被害者の占める割合も増加傾向にございますけれども、依然として被害者の多くは女性でございます。

(4)では加害者の年齢別の割合を書いておりますが、被害者、加害者共に20歳代から40歳の占める割合が多くなっております。これらの傾向に大きな変動はないと考えております。

(5)でございますが、被害者と加害者の関係につきましては、婚姻関係またはその解消後を足しますと76.5%。内縁関係またはその解消後を合計しますと8.2%。平成25年に法改正がございましたけれども、DV法が準用されることとなった生活の本拠を共にする交際をする関係及びその解消後、これが合計すると15.3%となっているところでございます。

以上が統計的なものでございます。

5ページ、DV事案につきまして警察がどのような対応をしているかについて1枚にまとめたものでございます。警察におきましては平成25年12月以降、事態が急展開して重大事案に発展するおそれが高い事案を人身安全関連事案と位置付けておりまして、被害者の安全の確保を最優先に認知の段階から対処に至るまで警察署の指導、助言、支援を一元的に実施するため、これは各都道府県警察の警察本部に体制を確立しているところでございます。これに関しましては知見ですとか経験を蓄積することが重要と考えております。体制の充実した警察本部によりまして速やかな事態の掌握と、その主導のものとで対処することによりまして事案の危険性、切迫性を見きわめてとるべき措置を検討しようとするものでございます。措置としましては、事件の検挙もそうですし、あるいは行政措置の実施、被害者の安全確保をするための措置を考えてやっているところでございます。

真ん中ぐらいになりますけれども、対応を強化するために地方警察官の増員もしているところでございます。平成27年度から3年度間で1,699人の増員をいただいているところでございます。それから、警察官を採用した際には警察官に対する教育を行っているところでございます。それから、いわゆるDV事案の対策に従事する警察官に対する専門的知識を習得させるための教育も行っているところでございます。

左下でございますけれども、被害者の安全確保の措置としまして平成27年度以降、危険性、切

迫性が高い事案の被害者等を緊急、一時的に避難させる必要がある場合に、ホテル棟の宿泊施設を利用するための費用を都道府県補助金により措置しているところでございます。

右上でございますが、これは配偶者からの暴力事案あるいはストーカー事案等につきましては、警察や警察以外において様々な対応をとることかできる一方で、警察に相談に来られる方については、警察がこういった措置ができるのかということを御存じでない方も多いことですから、こういったような図をお見せしておりまして、こういった対応を求められるのか。そういったものの意思決定を支援することを行っております。

右下でございますけれども、被害者の個人情報の保護のための配慮として記載のような対応を行っているところでございます。例えば警察本部長の援助の一環としまして住民基本台帳閲覧防止等にかかわる支援でありますとか、あるいは配偶者暴力相談支援センター等における一時保護につなげるための支援等、関係機関と連携した対応も重要であるところでございまして、これらについても各都道府県、警察に対して十分に配慮するよう指示をしているところでございます。

最後でございますけれども、警察におきましてはDV事案を初めとした人身安全関連事案につきまして、引き続きその実態を把握するとともに、関係機関と連携しまして被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私の説明は以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から説明をお願いします。

○厚生労働省 資料3の2ページから婦人保護事業の概要という形で書いておりますが、1の根拠法と2の対象女性という形で、対象女性の方は非常に幅広くなっておりますが、この中でDV関係を対象に行っているという形になっております。

3ページが各機関という形で、DV関係でいきますと婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設で対応させていただいている形になっております。

4ページがその概要になっておりまして、被害女性からの相談を受け付け、一時保護あるいは婦人保護施設への保護といった形でつながっていくという概要を示した図になっております。

続いて婦人相談所についてですが、6ページですけれども、平成29年4月1日現在で全国で49か所という形になります。この49か所が配偶者暴力相談支援センターという形で位置付けられているという形になっております。

7ページに移りますけれども、婦人相談所が受け付けた来所相談の内容という形で、夫などからの暴力を内容とする相談が全体の58.3%という割合になっておりまして、その他に子・親・親族、交際相手などの3つを合わせますと全体の66.7%という状態になっております。平成27年度合計で1万3,300人という形になっておりますが、この他に配偶者からの暴力被害男性、これが別掲になっておりますけれども、15人という形になっております。

8ページは、平成13年度から平成27年度までの来所相談件数の推移。

9ページで、そのうちの夫などからの暴力相談件数と相談全体に占める割合という形で出させていただいておりますが、婦人相談所における夫などからの暴力の相談件数1万3,300件に対して

7,748件、全体の58.3%を占めている。これは女性の相談件数になっております。

10ページに男性DV被害者からの相談件数、この件数を平成20年度から27年度まで件数として表しておりますが、平成27年度は15件となっております。

続きまして、婦人相談所一時保護所についてです。一時保護所につきましては平成14年4月からDV法に基づき暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うという形になってございますが、この一時保護以外に一時保護委託という形も平成14年4月から可能になっております。

13ページ、婦人相談所における一時保護の理由として、夫などからの暴力を理由とする保護が全体の72.7%という形になっております。その他の暴力も合わせまして全体の85.1%が暴力被害を占めているという状況になっております。27年度で合計5,117人の保護が行われております。

14ページは一時保護委託も含んだ件数になりますけれども、先ほど申し上げました5,117人の女性の方以外に同伴家族という形で、4,577人の方が一時保護という形で保護されているという形になっております。

15ページは、都道府県別の保護件数という形で表しております。

16ページは一時保護の在所期間です。平成27年度15.3日という形になっておりまして、若干保護期間が長くなっております。また、同伴家族の状況につきましては17ページで表しておりますけれども、18歳未満の児童が全体の約98%を占めておりまして、そのうちの約6割が乳児、幼児という形になりまして、3割が小学生となっております。

続いて18ページは一時保護委託の状況となります。一時保護委託につきましては、あらかじめ契約した施設等において一時保護委託が行われている形になっておりまして、平成28年4月1日現在で325施設と契約を行っているという形になっております。その内訳につきましては表で表しておりますが、母子生活支援施設や民間団体あるいは児童福祉施設、その他、婦人保護施設や社会関係の福祉施設というような形で契約が行われております。

19ページは一時保護委託の推移という形で表しておりますが、平成14年度から21年度にかけては増加傾向にありまして、その後は横ばい傾向でありましたけれども、27年度は減少傾向とあります。この中で示させていただいているのは女性という形になっておりますので、20ページに男性のDV被害者の一時保護の件数を別掲で表させていただいております。平成27年度は1件という形になります。また、括弧で示させていただいたのは、後ほど示させていただきますけれども、外国人の方という形になっております。

21ページが一時保護された女性の一時保護後の主な状況という形で、主に退所先がどのような形になっているかを表しておりますが、施設等が約3割弱となっております。その他、帰宅、帰郷という形を見ますと、こちらが非常に多くなっている。35%ぐらいになっております。

続きまして婦人保護施設になります。24ページをご覧くださいますと、平成29年4月1日現在の婦人保護施設の設置状況ですけれども、全国で47か所設置されているという形になります。

25ページは婦人保護施設の設置の状況ですが、婦人相談所と併設している施設が黄色のところ21か所。それから、単独で設置されているものが19か所、一時保護所と併設が7か所という形になっております。この単独で設置されている19か所のうち、設置主体が都道府県の施設が4か

所、民間施設が15か所という内訳になっておりますが、右の円グラフは全体の設置状況という形で表せていただいております。

26ページが婦人保護施設の入所者数及び定員の推移となっておりますが、定員等に対しまして充足率も年々減少している状況が出ております。

27ページは婦人保護施設における在所者の入所理由となります。こちらでも夫などからの暴力を理由とする入所者が全体の45.5%、その他の暴力も含めると入所者が全体の60.8%を占めているという形になっております。在所者としましては、平成27年度924人いまして、その他に同伴家族として457人、うち同伴児童が454人という状況になっております。

28ページが同伴家族の割合を示したものになっておりますが、新規の入所状況では左側の円グラフになりますけれども、女性本人に対して同伴家族が42.3%という形になりますが、全体で見ますと右のグラフのようになっているという状況です。

29ページは婦人保護施設の入所者の心身の状況という形で見ておりますけれども、約4割の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えているという形になっております。左上の入所者数924人、この内訳ですけれども、右下に930人とありますが、これは障害を抱えている方が、重複障害の方がいるという形で若干数字が異なっております。

32ページ、母子生活支援施設の現状という形で表しております。母子生活支援施設、平成27年度で238か所ありまして、入所世帯数は3,954世帯という形になっております。この母子生活支援施設の入所の状況を見ますのが33ページになりますけれども、夫などの暴力を理由とするDVの割合が平成27年度で56.6%という形でなっております、年々増加している傾向になっております。

35ページ以降は、婦人相談所における外国の方の保護状況という形で表しております。

36ページを見ていただきますと、平成27年度に363人の方を一時保護という形になっておりまして、そのうちの76.6%が夫などからの暴力という形になっております。

37ページは、外国の方の一時保護の在所期間で全体の平均では18.8日となっております。一番多いのが11日から15日というような状況になっております。

38ページは一時保護された方の同伴家族の状況となっておりますが、こちらでも98.5%が18歳未満の児童という形になっております。

39ページが外国人の一時保護委託の状況となっておりますが、母子生活支援施設、民間団体、こういったところに一時保護委託が多くなっているという状況になります。

40ページが一時保護された外国人女性の一時保護後の主な状況という形でまとめさせていただいております。

続いて41ページは研修・調査研究の実施状況という形でまとめておりますが、42ページに婦人保護事業関係者に対する研修実施状況という形で、一覧で表しております。この中でDV被害等の研修もあわせて行っているという形になっております。

43ページは婦人保護事業に関する調査研究の実施状況となっておりますが、24年度から毎年色々な調査を行わせていただいておりますが、今年度、「婦人保護事業等における支援実態等に

関する調査研究」、「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」という形で、今年度行わせていただいているという形になっておりますが、上の「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」につきましては、都道府県、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員、こういったところから実態を把握していく形で進めていくという形になっております。

45ページは広域的な連携になります。

46ページに児童相談所との連携状況という形で、婦人相談所と児童相談所が連携をとった件数と、その連携を受けて児童相談所がとった対応という形でまとめさせていただいております。連携をとった件数が988件となっております。それから、児童相談所がとった対応という形で一時保護あるいは児童福祉施設の入所など、こういった対応が行われたという形になります。

47ページは一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ、これは平成19年に全国知事会で申し合わせが行われておりまして、一時保護における広域的な連携状況を申し合わせして行っているという形になっております。

50ページは平成30年度の予算案の概要をお示しさせていただいております。新規のところ、あるいは拡充したところだけ御紹介させていただきますが、まず50ページの真ん中あたりにありますが、婦人保護施設における保護自立支援に必要な経費として、様々な困難課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置の加算を創設しております。次に婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の同伴児童の対応という形で、現行最大3名まで配置可能としているものを、最大5名まで配置可能という形で拡充する形になっております。

51ページは婦人相談員の活動強化という形で、婦人相談員の手当等に係る経費ですけれども、一定の研修を修了した場合には月額最大19万1,800円まで手当を引き上げるという形で、これは昨年も手当を引き上げておりまして、これをさらに充実させる形になっています。

下の方になりますが、婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業といたしまして、一時保護所の中で個別対応できる職員を配置するという形で、支援体制の強化を図るという形になっております。

次の大きな5番ですけれども、若年被害女性等支援モデル事業の創設という形で、若年被害女性等に対して公的機関と民間支援団体が連携して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業という形で、これを平成30年度より行っていくという形になっています。

事業の概要につきましては52ページに主なものを載せておりますけれども、4つのアプローチで若年被害女性の早期からの自立を支援という形にしておりますが、アウトリーチという①のところ、それから、②の関係機関連携会議の設置等、これは前回のところでも質問が出ましたが、既存の要対協なども活用しながらという形でも設置ができると考えておりますが、この①と②を必須事業としつつ、③の居場所の確保や④の自立支援につなげていくという形でモデル事業として考えております。

以上が厚生労働省の説明になります。ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

続きまして、最高裁判所から説明をお願いいたします。

○最高裁判所　まず最高裁から保護命令事件の処理状況について御説明いたします。

資料４の１の表をご覧ください。これはDV防止法が施行されました平成13年10月から本年10月までの配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況について取りまとめた表になります。法の施行から本年10月までの新受件数総数は４万2,695件、既済件数総数は４万2,609件でありまして、本年10月末現在、86件が審理中のため未済となっております。DV防止法が施行されて以降、保護命令事件の新受件数は年々増加し、平成20年には年3,147件に達し、その後ほぼ毎年3,000件前後で推移しておりましたが、昨年度は2,648件と減少し、本年もその減少傾向が続いているところでございます。

次に、終局結果について御説明いたします。既済件数４万2,609件のうち保護命令が発令されたものが３万3,804件、却下が2,191件、取り下げ等が6,614件となっております。約８割の事件が認容され、約２割の事件で却下または取り下げ等で終局していることがわかります。この割合につきましては、年ごとに見ましても大きな変動はございません。

DV防止法の施行以降、被害者に関する保護命令のみ発令されました件数というのは１万3,314件でございまして、認容件数総数に占める割合は約４割となっております。被害者に関する保護命令に加えまして、子及び親族等への接近禁止命令が発令されたものが4,802件、子への接近禁止命令が発令されたものが１万3,254件、親族等への接近禁止命令が発令されたものが2,434件となっております。

次に、平均審理期間について御説明いたします。資料４の２の表をご覧ください。平成13年10月のDV防止法施行から本年10月までに認容されました保護命令事件の平均審理期間は12.6日となっております。DV防止法13条によりまして保護命令の申し立てに係る事件につきましては、速やかに裁判をするとされているところでございますが、この審理期間は裁判所が扱う事件の中では非常に短いものとなっております。裁判所としましては迅速性と手続の適正性に配慮しながら、法の趣旨にのっとりた運用を心掛けているところでございます。

次に職務関係者に対する研修の実施状況について御説明いたします。DV防止法23条２項によりまして国は職務関係者に対する被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を行うとされているところでございますが、最高裁におきましてはDVの特性等に関する理解を深めるとともに、関係機関と連携しつつ、より適正かつ迅速な審理を実現するため、保護命令事件を担当します全国の地方裁判所の裁判官及び裁判所書記官を集めまして、DV被害者の心理についての専門家の講演などを含みます研修を定期的実施しております。

また、全国の高等裁判所及び地方裁判所に対しましても、各庁の実情や事件の動向に応じた研究会や協議会を実施するよう促しておりまして、各庁におきましても外部講師による講演や意見交換を内容とする研究会を開催するなどしているところでございます。

裁判所としましては、このような研修の機会も積極的に活用しながら、引き続き保護命令事件の適正かつ迅速な処理に尽力していく所存でございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、法務省からお願いいたします。

○法務省 私からは、法務省における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた取組について御説明させていただきます。

初めに、法務省の人権擁護機関における取組について御説明いたします。

こちらの機関では、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題など、あらゆる人権問題について相談や調査などを行っております。また、第4次男女共同参画基本計画第7分野2、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進でございますが、これに関する取組といたしまして、全国の法務局、地方法務局及びその支局において電話、面談等による人権相談を実施するとともに、女性の人権問題に関する専用相談電話でございます「女性の人権ホットライン」を設け、DVを含めました様々な相談を受け付けてございます。

資料5の4ページをご覧くださいと思います。法務局におきましては、相談が寄せられた場合には必要な助言を行うとともに、ここが法務局の取組の特徴的なところでございますが、相談を相談だけで終わらせるわけではなく、相談者から人権侵害により被害の申告を受けたり、または人権侵害の疑いがある情報に接した場合には、相談者の意向も踏まえつつ人権侵犯事件として事実関係を調査する。人権侵害の事実が認められれば、事実即した適切な救済措置を講じるということを行っております。

次に7ページをご覧くださいと思います。「女性の人権ホットライン」につきましては、平成12年7月から設置されておまして、平成18年4月から電話番号を全国共通化し、相談者の利便の向上を図っております。また、このホットラインによる相談活動を周知、強化するため、毎年度、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施しております。本年度につきましては11月13日（月）から19日（日）までの1週間で実施しまして、平日の相談受付時間を午後5時15分から午後7時まで延長するとともに、土日にも相談に応じるという対応をいたしました。

また、ホットラインの相談件数につきましては、平成20年をピークに若干減少しているようにも見えますが、相談の内容等につきましては深刻なものも含まれておまして、件数が減少したことが女性に対する人権侵害が減ったということでは必ずしもないと私どもでは考えております。

なお、法務局が人権侵犯事案として取り扱ったDVに関する事例を資料の9ページに掲載しておりますので、お時間のある際にご覧いただければと思います。DV事案につきましては、被害者の一時保護等を行う配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携をとりつつ、救済を図る手法が一般的でございますが、それぞれの事案に応じた解決方法を模索し、被害者の救済を図っているところでございます。

続きまして、入国管理局における在留外国人のDV被害者の把握状況について御説明させていただきます。入国管理局におきましては、平成20年7月にDV事案に係る措置要領を策定し、これに基づき適切にDV被害者を把握することとしております。そして、DV被害者から在留期間更新許可申請等があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら個々の事情を勘案して人道上、適切に対応するなど、被害者の在留資格上の問題に対応することとしています。

入国管理局が把握したDV被害者数について御説明いたします。11ページをご覧くださいければと思います。表1にございますけれども、平成20年7月から平成28年末までのDV被害者の総数は、626人となっております。平成27年に95人とやや増加したほかは60人から80人の間で推移しているところでございます。また、表2のとおり国籍別では多い順にフィリピン、中国、ブラジルとなっております、特にフィリピンは全体の約59%を占めてございます。

表3を御覧ください。入国管理局がDV被害者を認知する状況としましては、主に、①在留期間更新許可申請等の在留審査手続においてDV被害者からの申告等により認知する場合、②退去強制手続においてDV被害者からの申告等により認知する場合、③DV被害者が今後の在留資格上の問題を相談するため入国管理局に訪れた際に、DV被害を申告することにより認知場合がありますが、在留審査手続においてDV被害者を認知する場合は最も多く、全体の約73%を占めてございます。

表4を御覧ください。地方入国管理局別のDV被害者数は名古屋局が109人と最も多く、次いで東京局、大阪局の順になってございます。入国管理局では、DV事案に係る措置要領に基づき配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人道上、適切に対応しなければならないとの認識のもと、DV被害者の保護を旨とし、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等の関係機関との連携を図り、適切に把握、対応するようにしています。

また、関係省庁等の外部講師の協力を得てDV事案に直接対応する中堅職員を対象として毎年、DV事案に係る研修を開催し、職員がDV被害者を適切に把握することができるよう能力向上を図っているところでございます。

さらに在留資格取消制度を運用する上で、その透明性の向上を図る観点から、在留資格の取消しを行わない主な事例を入国管理局のホームページに掲載しており、その事例の1つとしてDVを理由として一時的に避難または保護を必要としている場合を明記することとしております。

続きまして、検察庁におけるDV法の保護命令違反事件の受理・処分状況について御説明いたします。資料の13ページをご覧くださいければと思います。まずこの資料をご覧くださいに当たっての留意点でございますけれども、資料に記載している件数につきましては、検察統計年報の計算方法の都合上、DV法の保護命令違反事件の受理・処分件数を全て網羅しているという形にはなってございません。その点、御留意いただければと思います。

もう少し具体的に説明しますと、1人の者について同一の受理事由又は既済事由に係る数個の罪名がある場合について、法定刑に軽重があるときは、最も重い罪の罪名により件数として計上するといった扱いをしていることなどから、DV法の保護命令違反事件の受理・処分件数を網羅的に把握できるわけではないという形になってございます。

その上で、法務省が把握する限りにおいて、平成13年10月13日のDV法施行から平成28年12月31日までに検察庁が受理した事件の件数は1,242件となっております。この件数はDV法施行後増加傾向をたどり、平成24年以降は年間100件を超える件数となっております。また、平成14年と比べますと近年は約3倍の件数となっていることがわかります。

次に処分状況でございますが、平成13年10月13日から平成28年12月31日までの間に起訴された

件数は859件、不起訴とされた件数は383件、家庭裁判所に送致された件数は3件となっております。なお、起訴された859件のうち公判請求、つまり正式な裁判を求める形で起訴に至ったものは462件。略式命令、これは書類だけの簡易な審査で刑としても罰金刑に処せられる手続でございますが、この請求をしたものは397件でございます。起訴件数中に占める公判請求、正式裁判の件数の割合は約54％となっております。

続きまして、法務省が所管する日本司法支援センター、通称「法テラス」におけるDV被害者に対する新たな支援制度について御説明いたします。

資料の15ページをご覧くださいと思います。法テラスは平成18年の業務開始以降、総合法律支援法に基づき弁護士等による無料法律相談の提供などの業務を行ってきましたが、従前の援助制度では援助の対象者が資力に乏しい方に限られており、また、刑事に関する法律相談は援助の対象外とされていたところでございます。しかしながら、DV等の事案につきましては深刻な被害に急速に進展する危険が大きく、被害が深刻化する前の対処が重要であることなどから、平成28年6月の総合法律支援法の改正により、法テラスの業務にDV等の被害者に対する新たな法律相談援助制度が追加され、来年であります平成30年1月24日から運用が開始されることとなりました。

新たな援助制度はDV、ストーカー、児童虐待の被害を現に受けている方を対象として、被害届の提出など刑事に関するものも含め、再被害の防止に関して必要な法律相談を資力の有無を問わずに提供するといったものでございます。この「資力の有無を問わず」といいますのは、資力の乏しい方に限らず、資力のある方に対しても法律相談を実施するという意味でありまして、資力のある方、具体的には300万円を超える現金、預貯金等を有する方には後日、法律相談料5,400円を負担していただくこととなっております。

法務省におきましては、以上のような様々な取組を行っておりまして、今後も適切に対応してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○法務省 続きまして、法務省民事局でございます。

資料5の17ページをご覧くださいでしょうか。法務省資料5というものでございます。本会議の直接の御議論とは少し離れるところがあるかと思いますが、前回、話題として取り上げていただいたということで少しお時間をいただいております。無戸籍者問題について御説明をさせていただければと思います。

いわゆる無戸籍者問題でございますけれども、こちら日本人でありながら戸籍に記載されない方がいらっしゃるという問題でございます。お子さんが生まれた場合、その親が戸籍法に基づいて出生の届け出をする必要がございますが、何らかの事情により出生の届け出をしないことにより戸籍に記載されないという事態が生じます。

その事情の主なものといしましては、こちらの資料に記載させていただいておりますけれども、母が婚姻中に夫以外の者の子を懐胎した場合に民法上、その夫あるいは離婚した場合にはその前夫になりますが、父親と推定されることとなります。ただ、その推定される父親を父として

出生届の提出をしたくない、望まないということにより子が戸籍に記載されないという状況が生じてまいります。無戸籍であることにより一定の社会生活上の不利益が生じますけれども、後に述べます関係機関の連携等により現在、運用上、一定の改善はされているところでございます。

具体的に現在、法務省でどのような取組を行っているかということでございますが、3つの柱で取組を行っております。すなわち2に①、②、③と記載してございますけれども、まず①無戸籍者情報の集約、②戸籍記載のための丁寧な手続案内、③関係機関との連携ということでございます。

①の無戸籍者情報の集約につきましては、平成26年9月10日現在から毎月集約をしております。無戸籍者を把握した場合には、市区町村から法務局に報告をしてもらっております。現在、全ての市区町村から法務局に対して、無戸籍者を把握しているのかどうか、把握している場合はその情報を報告してもらっております。こちらの資料には平成29年11月10日現在の数字を記載しております。把握した無戸籍者の総数は1,522人、これは累計でございますけれども、そのうち解消された数が803名、現在の無戸籍の方の数が719人ということでございます。そのうち先ほど述べました民法上の嫡出推定を原因として出生届が出されないという割合が約75%、また、母親がDVがあったと述べていらっしゃる場合につきましては、これは全体の約7%という数値でございます。

②の丁寧な手続案内については、先ほど述べました嫡出推定が主な原因であるといえますと、血縁上の父親を父とするためには一定の裁判所における手続が必要になってまいりますので、法務局において無戸籍の方あるいはその母の事情をお聞きして、その方に寄り添いながら戸籍記載のための丁寧な手続案内を行っているところでございます。

③の関係機関の連携につきましては、関係府省を構成員とする無戸籍者ゼロタスクフォースを法務省内に設置し、情報の共有、連携等を行ってございます。さらに日弁連とも連携を行っているところでございます。

このような取組を行ってまいりましたが、先月、更に取組を強化するという事で、①の情報集約につきましては情報の提供が個人情報保護上、問題ないという旨を総務省と連名で周知させていただいておりますし、③の関係機関の連携につきましては、裁判手続が必要な場合が多いということで、裁判手続に関わる機関を中心に地方における協議会を設置することへの働きかけを法務局から弁護士会、法テラス、裁判所等に行うこととするなど、現在、無戸籍者問題への対応を強化しているところでございます。

無戸籍者問題につきましては、以上のような取組を法務省で行っているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

これをもちまして5つの府省庁の御報告、御説明が終わったわけでありましてけれども、時間的には少し余裕がありますが、何か補足していただくことはありますでしょうか。全ての関係者が最後まで入れかわりなくお聞きくださったというのは非常に貴重な機会でございますので、他の部局で取り組まれていることに関する内部の質問でも結構ですけれども、何かございますか。あ

ればこの段階でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、御出席の委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。資料がたくさんございますので、順番どおりしていった方がいいと思いますので、内閣府から始めまして警察庁、厚生労働省、最高裁、法務省という順番でまず御質問をいただきます。たくさん質問が出るようでしたら質問を先にまとめて出していただいて、各省庁からお答えいただくという方向でいきたいと思っています。

まず内閣府について、納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございました。

内閣府の資料で26ページと29ページに関わるデータのことについてなのですが、内閣府では市町村の配暴センターの数を増やすことによって、身近な相談機関を増やそうという方向での取組だと思っています。29ページの相談件数というのは、そうしますと先ほども言及がありましたけれども、県の人口なのか相談所の数なのか、あるいは相談所における対応なのか、それによって相談件数が変わってくると思うのです。ということなので、次回、資料をいただくときには例えば26と29を合わせて相談所の数で割った件数をお示しいただくと、1相談所当たりの各県の数が出るのではないかとということと、あわせて人口もお示しいただくと人口との比もわかるのではないかと思います。各相談所の対応について質的なことですので把握は難しいとは思いますが、そのことについてお願いしたいと思いました。

○辻村会長 他に関連する質問はございますか。

○山田委員 主に内閣府さんなのですが、全体にかかわる統計的質問なのですが、配偶者等暴力にかかわる相談に関しては、国の機関においても色々なところが受け付けているわけですね。その全体像の把握、もちろんワンストップ化が進みまして、どこに相談しても結果的に遜色のない支援が受けられることはわかるのですが、例えば統計の数字を見てみますと、内閣府が把握している各都道府県の配偶者暴力センターにおける相談件数は平成27年まで増えていて、28年に少し減った。逆に警察における相談というのは一貫して増え、28年も増えている。厚生労働省の婦人相談所の相談は近年減少ぎみであり、法務省の人権ホットラインの相談も減少ぎみであるということで、統計的な全体把握、もちろん各省庁把握の機関において中身は違うと思いますが、1つだけの統計をとってみてこのように言えるというふうには言えないような気がしますので、それをいずれ内閣府さんの方でまとめていただければと思うのです。質問というよりもお願いに当たるものです。

第2点は関連ではないのですが、内閣府さんに関してはメールの相談等はその他に入っているのでしょうか。来所と電話相談、その他の相談になっていますが、その他の中身を教えてくださいました。

○辻村会長 関連質問がありますか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 関連しますけれども、相談件数にかかわることですが、警察庁の相談が右肩上がり増加している。前回もお聞きしたかと思いますが、身体的な暴力が減っていないというお話で

した。にもかかわらず、厚労省の一時保護が減っている傾向がある。これをどのように見ていくのか。要はまだ相談しないという人たちも被害者の中に大変多いと見えていますので、DVの対策が十分な効果を上げているのか、それともまだまだ掘り起こしが道半ばなのかというような分析的な視点をぜひ内閣府の方にしていただきたい。そうしないと有効な対策をもう一回考えるということが、なかなかしにくいのではないかと考えています。

もう一点、それと合わせて内閣府の方は加害者に対する一定の対策が項目として挙げられておりますけれども、ほかの省庁は加害者の対策というところも全く出てこないということは、内閣府だけの課題として捉えられているのでしょうか。これは質問です。

○辻村会長 加害者対策は後でも議論しますが、それ以外について、可児委員お願いします。

○可児委員 都道府県別の支援センターの数は内閣府で把握されていて、相談件数も内閣府でデータが出ています。厚労省からは一時保護件数についてのデータが出ていて、最高裁からは保護命令件数についてのデータが出ている。ベースのところで都道府県別の支援センターの数が、相談数であったり、一時保護件数であったり、あるいは保護命令の件数に対してどういった影響があるのか。例えば支援センターが多いところで件数が増えているのかとか、そういったところのデータとの関連性というのは、恐らく内閣府で何らか調査をするなりしないとまとめられないのではないかとと思うのですが、そういったことをされることは予定されているかどうか。

○辻村会長 総合的な御質問が続いておりますので、ここでまとめて、内閣府からお答えいただけますか。

○杉田暴力対策推進室長 色々な御意見いただきましてありがとうございます。どこまでお答えできるかというところはあるのですが、今時点でお答えできる範囲でお答えしたいと思っております。

まず納米先生からいただきました幾つかの御指摘であります。県の人口との関連性、あるいは相談所の数で割ったりだとか、あるいは相談員の数を出すことで質的なものがはかれるのではないかなという御指摘をいただきました。幾つか出せる数字というのはあるかと思っておりますので、その辺の工夫は可能な範囲でやっていきたいと思っております。

山田先生からは全体像の把握という御指摘でございました。関係省庁はそれぞれ所管する部分の数字を出させていただいているということで、全体を見る内閣府でまとめてほしいというお話でございました。この辺は引き取らせていただいて、どのようなやり方が可能かというのは研究させていただきたいと思っております。

山田先生からもう一つ御指摘のありましたその他の中身ということなのですが、メール相談は含まれておりませんで、例えば色々なイベントがあったときに出張して、そこで特別なブースを設けて相談に応じるだったりとか、そういったものを念頭に置いて項目として挙げているものでございます。

阿部先生からDV対策の効果について、十分か、まだまだなのかという御指摘がありました。関係省庁が色々なデータを出しているということで、お互いの関連性だったりだとか、あるいは総合的な効果分析ということなのだろうと思っておりますので、これについてもどこまでのものを出せ

るかというところについては引き取らせていただいて、研究させていただきたいと思っております。

加害者対策でございますが、これは基本計画の中にも加害者対応の話が盛り込まれてございますので、各省庁それぞれの所管で検討をやられておる部分があるかと思っておりますので、もし後ほど補足で説明が可能な省庁におかれましては、補足の御説明をお願いしたいと考えております。最後に可児先生からいただきましたデータの関連性の話ですが、これも引き取らせていただいて、どのようなやり方が可能か考えていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。先ほどから各省庁の関連データの相互の関連について御質問が出ておりますが、DVに関してだけでもそういう総合的な質問が可能です。また、例えば26ページに都道府県別の支援センターの数というものが出てくるのですけれども、性犯罪、性暴力についてのワンストップセンターの設置状況などと比較することなども、意味があるように思います。センターの少ない所に働きかけることも可能かと思っておりますので、このあたりで都道府県別の取組の濃淡といいますか、現状なども、内閣府でまとめていただく必要があるかもしれません。それぞれの省庁でそれぞれのデータを出していただいておりますけれども、全体としてどうなのだろうかという御質問が続いていますのは、必然的なことではないかと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

他にございますか。

○種部委員 今の全体のというところで、内閣府だからこそお願いしたいところなのですけれども、以前から申し上げておりますようにDVを見聞きして育つ子供というのが、次世代にまた加害者あるいは被害者として引き継がれるという世代間連鎖をとめなければいけないというのは重大な課題だと思っています。予防が大事だと思うのです。

数として把握するのは大切だと思うのですけれども、例えば今回データを出していただいた厚労省の方のデータの中でも、面前DVを一時保護した中で子供がどれだけいたかという数はわかりますか？警察庁の方では確か虐待の定義が変わったときに、面前DVを虐待としてカウントしたことで、子供の心理的虐待の件数が爆発的に増えて、国民にとっては一気に虐待がものすごく認知されるようになったという、すごくインパクトのある見え方がしたと思うのですが、面前DVをカウントされたのは警察庁のデータだけなのでしょうか。厚労省では実は入所している方の半分ぐらいはお子さんなのですけれども、そこで保護されているということは、すなわち子供については小さいときから暴力を見聞きしてきたということなので、立派な虐待を受けてきたという認識なのですが、これは虐待統計の中に入れられているのかどうか。内閣府の方でも今、半分ぐらいはということだったのですが、どこまでが虐待統計に入っているのかということを一統して整理していただければと思います。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございます。ただいまの質問については後で警察庁と厚労省からもお答えをいただきたいと思います。

原委員は内閣府に関するご質問でしょうか。

○原委員 これは意見になりますが、相談の多様化というのがこれから求められてくると思って

います。全般的に若い人たちの相談が継続し難いとか、発見が遅れることを考えたときに、SNSを利用した新たな相談手法をこれからつくっていくことや、もう一つはこれまでの会議の繰り返しになりますが、予防啓発を充実させていくということ、若い人たちの抱える問題も含めて見ていくことが大切ではないかと思います。

もう一つ、加害者の話ですが、調査研究を来年度、予算化されていますので、これを実施するに当たっては、恐らく配暴センターと警察の関係者との情報共有が必要になってくると思います。一方、加害者に関する情報共有が難しいところもあると思いますので、そのあたりせっかく調査研究をやってリスクアセスメントができるようになったのに、例えば配暴センターだけしか使えないということになると、それはもったいないことになると思いますので、そういう連携も含めて調査研究、その可能性についても考えていただければと思います。

○辻村会長 では納米委員、どうぞ。

○納米委員 身近なところで相談ができることになるということは大変望ましいことだと思うのですが、一方で身近なところで加害者と被害者の遭遇が起こることも増えるのではないかと思います。内閣府がことし11月に出された調査報告の資料を拝見したのですが、それを拝見しますと1カ月で全国から940件もそういったヒヤリハットの事例が寄せられたという結果になっております。そのあたり、先ほど来から出ている加害者への対応ということも含めて、これまでとは違うアプローチをしていかないとやっていけなくなるのではないかと。現在は加害者と遭遇しないように支援すること、それから、被害者が加害者と遭遇しないように逃げ切ることがデフォルトの対応として求められている。これはおかしいと思います。それが1点です。

SNS利用ですとかメールでの相談などの話も出ていましたけれども、今回、DPIから意見書が出ていると聞いております。そのことに関して内閣府からは調査の項目を変更することについては言及がございましたが、それ以外にDPIからの意見書に対して何か対応を考えていらっしゃるか。私の勤務先でもウェブアクセシビリティの基準をクリアするようということが求められまして、必ず音声読み上げをつけるであるとか、写真にも必ずキャプションをつけて、それが音声読み上げの対象となるようにすべしということで、大変予算がかかることなのでまだきちんとできていないのですが、そのような形で様々な障害をお持ちの方がより相談にアクセスしやすくするようということについて、国として地方に求めるべきではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

では内閣府からお答えいただけますか。

○杉田暴力対策推進室長 種部先生からまた同様の御指摘をいただきましたので、それはしっかり検討させていただきたいと思います。

原先生から指摘をいただきました予防啓発の話、SNSを利用した相談手法等の話でございます。来年度、内閣府で新たに予算要求をいたしまして、若年層向けの予防啓発のための啓発媒体の開発だったりとか、SNSを利用した新たなコミュニケーションツールを活用して、相談窓口によりつながりやすくする手法の開発だったりとか、そういったことも念頭に置いて、来年度新規の調査研究をやっていきたいと思っております。

加害者対応の調査研究の関係でございます。配暴センターと警察がしっかり連携してという御指摘をいただきました。加害者対応は当然のことなのですが、そういった関係機関との連携というのは外せない要素だと思っておりますので、しっかりそこは踏まえて対応していきたいと思っております。

納米先生から御指摘をいただきました加害者への対応の関係、これまでと違うアプローチをというお話でございました。第4次基本計画の中で加害者更生プログラムの今後のあり方を検討するであったり、重点方針2017の中でも位置づけておりますので、今後、納米先生から御指摘いただいた点、アプローチ等々も含めて、有識者の方々の御意見も伺いながらしっかりと調査を進めていただきたいと思いますと思っております。

DPIからの意見書の関係でございます。先ほど調査項目を若干追加するという話をさせていただきましたのは、精神障害者と知的障害者を足した数字で出すのではなくて、それぞれ分けてほしいという話でございます。それはそれでやらせていただきたいと思います。

もう一つなのですが、いかにアクセスするのかというのは大変重要な視点だと思いますので、例えばホームページだったりとか、電話番号は書いてあるのですが、聴覚障害者は電話を使えませんので、例えばFAXの番号につながりやすくするだったりとか、あるいはメール等々、相談センターによってはメールも受け付けているところがございますので、そういったところはいかにアクセスに至るかというところに配慮して、今後、取組を進めていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ここでいったん内閣府に対する御質問を終えまして、次に警察庁に対する御質問をお願いしたいのですが、先ほど種部委員から子供に対する予防啓発等の問題がありましたので、お答えいただけますか。

○警察庁 児童に対する虐待の関係でございますけれども、私は担当課ではないところでございまして、記憶の限りでは心理的な虐待を含めるようになったと承知しておりまして、それで統計も増加している。そのうちの増加の部分というのは心的な虐待が多いと記憶しているところでございます。

○種部委員 先ほどDVの色々な統計で年間8,000件あって、殺人が2件か3件、殺人未遂が100件前後ですよね。たしか最近よくニュースなんかで見るとは思いますが、子供が巻き添えを食っている件数はこのカウントの中には入っていないのですか。子供に対する傷害がセットの場合とか、あるいはお母さんをかばおうとして子供がけがをするということもよくあると思うのですが、その場合はこの1件というのは被害者1人のカウントですか。それとも子供の場合、新たにもう一件追加という形でカウントされていますか。

○警察庁 DVの関係であれば、子供が被害者でも入っているということで、検挙ベースでやっております。

○種部委員 子供も交えても1件は1件という考え方ですか。

○警察庁　そうです。

○種部委員　妻だとすれば、妻に対しては例えば殺人未遂かもしれないけれども、子供に対しては傷害というのもセットになっているという考えでよろしいですか。

○警察庁　その場合、2件です。

○種部委員　そうすると8,000件の中には子供も入っている。また別ですか。

○警察庁　子供単独では数えていません。

○辻村会長　他に警察庁についての質問はありますか。

○可児委員　先ほどの御報告の中で警察庁、都道府県警において担当者増加ということで配偶者暴力事案対策に従事する警察官に実務に必要な専門知識を研修、習得させるための教育を実施しているとの御報告をいただいたのですけれども、実務にかかわっていると、警察が保護命令実務について余り知識がない中で相談に行かれる被害者に対してとても保護命令は発令されないだろうというケースに対で、「保護命令をとったらいいいよ」ということで割と簡単にアドバイスをされた結果、被害者が過大な期待を抱き、弁護士のところに来られるということがよくあります。研修の際に地域の保護命令の実情だったりとか、保護命令の具体的な知識に関してはどの程度の研修をされているのかというのがもしわかればお答えいただければと思います。

○警察庁　個々の事案までは必ずしも私どもで全部把握できていないところでありますけれども、色々な階層で研修をやっておりまして、例えば全国会議というものをやっていて県警の担当者呼んで、これは人身安全関連事案ということでストーカーですとか、DVですとか、そういったものも含めて色々研修を行っているですとか、あるいはもう少し小さな地域では管区というものがございまして、関東管区とかそういう管区がありまして、そういうところでも研修をやるとか、あるいは県警での研修に警察庁の担当者が行ってやるとか、そういったやり方もしているところがございます。特に県警であるとか、そういった階層ごとに事例発表を求めたりとかそういうことをしまして、こちらとしても現状を把握してフィードバックしているところがございますけれども、今おっしゃったような話はきっちり受けとめて、また情報収集をきちんとしていきたいなと思っているところでございます。

○辻村会長　他にございますか。

○納米委員　警察庁では暴行や傷害での検挙の件数が増えていますけれども、よく警察の関与があった後に仕返しされるというような形で被害者が危険な状況になるということを聞きます。それに対応するものとしては、被害を自ら防止するための措置を教示することにもなっているということなのですが、これは被害者が自ら身を守らなければならないというのは理不尽のように思えるのです。加害の抑止ではなくて被害を自ら守るというのはベクトルが違うのではないかと思います。でも具体的に実際に検挙の後にどのように安全策をされているのかということを伺いたいというのが1点です。

もう一つは、虐待の場合には重大事件があった後には法律によって関係機関がどのように対応したかということを検証することが制度化されていますが、DVでは殺人既遂2件、殺人未遂100件起きているけれども、現在はそれがなされていないということなのではないでしょうか。それも今後、

法律でそのようなことができるような仕組みを整えていくという方向性があるのかということについて伺いたいと思います。

○警察庁 今、1つ目のベクトルがということですが、それだけをやっているわけではなくて、法律においてみずからできるものを教示するとなっております。そこはできることはお伝えすると同時に、本人だけに全てを任せるつもりは全くないところでございます。これは人身安全関連事案としてDVだけでなくストーカー等もそうですけれども、生命の危険が急に発生することについては、組織を挙げて対応することを決めてやっているとおりでありまして、例えば先ほど御説明した一時保護をすとか、あるいはそこから先、関係行政機関との連携になる場合には、そういったものを教示すとか、必ずしも自分で身を守りなさいよということだけをやっているわけではなくて、その中の1つにはもちろん検挙もあると思いますし、あるいは場合によってはパトロールすとか、そういったものもありますので、必ずしもそれだけに特化しているということではないと考えております。

それから、残念ながら殺人事件も起きているところでございますし、それも個々に、例えば事前に相談があったのかとか、特に事前に相談があった場合にはもっとできることがなかったのかというのは、内部ではおのこの確認しているところでありまして、次につなげる施策というのはとろうと、あるいはとっているところでございます。

○辻村会長 他にいかがですか。小西委員、どうぞ。

○小西委員 皆さんの意見をもっともだなどと思って聞いていたのですけれども、私は平成11年にDV防止法ができて最初に調査するあたりにしばらくかかわっていました。当時から比べると今、足りないことはたくさんありますけれども、非常に数も増えて警察の対応なんかも非常に充実してきているのは本当にそのとおりだと思います。

ただ、全く変わっていないのが内閣府の基礎となる被害の調査（男女間の暴力に関する調査）です。ほとんど変わりがないです。これが、国全体の基礎のデータを表していると考えて、それに対する対応が様々な省庁で行われていて、その結果が今の御報告だと考えますと、今、たとえ数が減ったとしても、それはミスマッチなわけです。必要な支援が何か入っていないか。あるいは今、ニーズになっていることができていないか。そのように考えないといけないので、本当に皆様方が過去おっしゃってくださったような分析がぜひ全体で構造的に知っていただかないといけない、これから私たちがどちらの方向に行けば、最終的には基礎調査のところで数が減っていくところに結びついていくか考えていくことができません。

そういう点では1つ大きくパラダイムというのは大げさですけども、最初のDV防止法の時は健常な方が被害に遭って、そうだから一時保護は2週間ぐらいで大丈夫で、その後は自立して、そうしたら後は経済的にも大丈夫で、子供の状態も大丈夫で、親の状態も大丈夫だというようなモデルから、私たちはスタートしたわけですけども、実際には今、社会のDV発見力が少し増えて、先ほどの知的障害と精神障害の問題もそうですが、様々な問題を抱えた人たちが一番支援を必要としているという点で上がってきているわけです。一時保護が減っていると言っても、それだけの期間で一体何ができるのかというような根本のところも含めて、自分で実際に見ている

と、母子支援施設は利用者数が減っているってどういうことかよくわからないくらい、支援が継続的に必要な人たちがたくさんいます。多分資源がうまく配置されていない。そういうことをまとめて分析していただくのが必要なのに、各省庁の縦割りで出していくという状況で、それぞれすごく努力なさっているのはわかるのだけれども、ではどうするのかというところで場当たりのになりがちですね。ぜひいいチャンスなので、そういう形で分析していただけるといいのかと思います。

なぜ言いたくなかったかという、時々マスコミの取材を受けますと、例えばDV防止法ができて十数年たったのに、ちっとも数が減っていかないのはなぜだ、と聞かれます。支援をやっている者からすると数が減らないのはすごい当然のことで、私たちは発見数を増やしてただけなんだと言いたいのも、政策がうまくいっていないのではないと言われることがあるのです。もう一つ、例えば数が減ったりすると、実際に減ったのでしょうかとも質問される。それはマスコミの責任というよりは、ここにいる方はDVの実情をかなり知っていらっしゃるからそうは思わないと思うのだけれども、社会全体ではそのように誤解されてしまうということが実際に起こる。そのことを考えると、どうしてこうなっているのかというのをぜひ示していただくことが本当に必要なのだと今、伺っていて思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

これは別に警察庁に対する質問ということではないですね。

私から警察庁の方に質問しておきたいのですけれども、4次計画の68ページの相談体制の充実という項目に、警察の取組というところがあって、そして二次被害が生じることのないよう女性警察職員による相談対応というものが書いてあるのです。その前のページにも女性警察官を増やすということが書いてあるのですが、今日の御報告でお出しくださった資料の5ページの支援体制の整備というところでは、地方警察官を増員するとか、支援を一元的に実施とかあるのですが、女性警察官の増員については出てこなかったように思ったのですけれども、それはどのように実施されておりますでしょうか。

○警察庁 数としては女性警察官という枠をつくっているわけでは、この増員の中ではないものですから、ただ、その結果にもありますように、ストーカーですとかDVですとか、女性の方が実際に相談に来る方が多いということもございますので、可能な限り女性警察官により聞くという体制というのは今とっているところでございます。

○辻村会長 それは今いる女性警察官が可能な限り対応するようにしているというお答えですか。

○警察庁 はい。

○辻村会長 そうすると、それは女性警察官の増員ではないですね。

○警察庁 今、女性の採用の割合は1割か2割くらいだと思いますけれども、そういう意味では従来から比べて女性警察官全体の数というのは増えてきているという状況にございます。増員というよりも、それ以外の採用も、これは定員の増員なのですが、一般的な採用もございます。

○辻村会長 全体的な対応で、少し増えていますというのではなくて、計画に書いてあるこの具体的な項目を実施するために何%増員するとか、そういう目標みたいなものはないのですか。

○警察庁 数値としての目標はないですけれども、体制としては充実することは考えております。

○辻村会長 考慮されているということですのでよろしいですか。わかりました。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 医療機関からの届け出が少しずつ増えているのはいいことだと思うのですが、DVをよくわかっている人ほど躊躇すると思うのです。被害者の生命に一番危険のリスクが高くなるのは、逃げようとしていることがばれたときなので。ですから通告することによって身体的暴力があった場合、これは本人の意思を尊重してということにはなっていますが、非常に重篤な障害を受けた場合は通告せざるを得ない状況になります。その場合、帰った後あるいは入院し、退院された後というのは非常に生命へのリスクが高まります。まだ別れていないのでストーカーにはなりませんけれども、ストーカーもDVから別れた後にストーカーとなるわけでリスクが高くなると思います。そこは何か今、対応されているのかどうか。私たちは警察に通報しっぱなしでいいのかなと非常にいつも悩みながら連絡すべきかどうかと思っています。

もう一点、面会交流のときに子供が被害に遭ってしまうケースがありました。それもやはり別れた後です。安全なように見えているけれども、全然安全ではないというケースについては支援者の方に任されているのか、例えばこれから内閣府で加害者のリスクアセスメントをするとおっしゃっていたと思うのですが、例えばアメリカのCDCだったかWHOだったか忘れちゃったけれども、ちゃんと論文が出ていて、命の危険が迫っている色々な場面、状況があるのですが、そういうアセスメントの項目の中には逃げることを加害者が知ってしまったこと、刃物など凶器を使ったり、妊娠中に暴力に遭っているときはリスクが高いとか、生命の危険の度合いをチェックするものがあるのです。なのでこれは警察庁ではなくて内閣府に戻すべきかもしれませんけれども、非常に生命を脅かすリスクが高いと判断された場合は追加の何か措置をする必要があるのではないかと思います。特に面会交流も一緒だと思います。

○警察庁 医療機関からの連絡かどうかということではなくて、そのケース、ケースにおいて危険かどうか。特に危険性が高いというものに関しては、それに応じた措置をとるということをやっております。ですから例えばこのまま帰したら危ないという場合は、当然一時避難、こちらは警察であったり関係機関にお願いして一時避難をしてもらうであるとか、あるいは事案としては検挙すべきだという事案であれば検挙するといったことをとっております、その後については警察ができることと、関係行政機関にお願いすることとの両方の複合かなと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。時間の関係がありますから次に厚生労働省に移りたいと思いますが、何か質問ございますか。

○阿部委員 厚生労働省の方にお伺いしたいのですが、神奈川の関係者に聞きますと、どうしても被害がひどくて一時保護の必要があっても、当事者が携帯を預けなければいけないという、そこで一時保護をためらうということで、結果として市町村の所管で無料低額施設に入居する。そうすると無料低額施設では居所なし扱いということですから、DV被害であることが全く考慮されないまま周りの対応が行われるというようなことがありまして、非常に危険度が高いかなと。そういったケースに対するフォローが一つ。

もう一つは、生活保護費がすごく下がってきている。家賃も下がってくれば生活費も何%か今度下がるということになってきます。そうするとDV被害者にとって家を出て逃げ切って自立する、お金がない場合には生活保護費が一つの頼りになるのですが、非常に暗い、先行きが見えない。そういう状況になるとためらうことが多くなっているのではないかと思います。そういう意味では生活保護費ではなく、別の対応を考える必要があるのではないかとというのが質問の一つです。お願いします。

○厚生労働省 一時保護の関係ですけれども、先ほど阿部委員の言われたように一時保護をためらうという状況、実は一時保護を受けたくないという方はいらっしゃる。この理由等については先ほど携帯とかスマホというものが出ましたし、同伴家族の例えばお子さん、この方が携帯を使えないとか、そういった問題もあるという形を聞いておりますが、現時点でそこが一番難しい形になっています。

生活保護費の形なのですけれども、直接の担当ではないのですが、今、見直しという形で平成30年度予算案に計上させていただいておりますが、一般世帯と低所得世帯との比較という形で、消費実態調査等をもとに若干引き下げるという形を聞いております。DV被害者の支援という形では、これはまた单身の方とDVを契機に婚姻を解消される方という形で若干違うのですけれども、婚姻を解消される方につきましては母子家庭と自立支援という形で就業支援とか、経済的支援でいきますと児童扶養手当あるいは貸付金の貸し付け等、そういったもので支援を現在行っているという形になっております。

○辻村会長 質問のご希望が4人いらっしゃいましたから、原委員から順に質問させていただいて、まとめて答えてもらいます。

○原委員 私は意見になりますけれども、よろしいでしょうか。平成30年度の婦人保護予算事業の計画が恐らくこれはDV目撃の子供たちであるとか、中長期の支援が必要であるとか、そういうことが視点になってモデル事業も創設をされてきていると思います。これはとてもいいなと見ていたのですが、これを実施する相談員の専門性というか、婦人相談員がより専門性を高めることを研修を通してとされてあると思うのですが、例えば何らかの資格を持っている人が相談員となることも専門性が高まると思います。また、実際には行政職員が現場のマネジメントをしますもので、そういう方々に対してこの事業についての理解が非常に重要だと思いますので、そこも御留意いただければと思っています。

○辻村会長 では小西委員。

○小西委員 質問は、婦人相談所の一時保護のところを見ますと、要するに暴力の被害者が8割で、その他のところを見ても売春防止法の直接の対象という方がほとんどいない状況です。根拠法を変えたらどうなのかと思うのですけれども、それについて質問したいです。

○辻村会長 この点は私も毎回申し上げているので、また言うのもどうかと思いましたが、売春防止法対象のところでも、売防法関係者はゼロです。にもかかわらず、根拠法だけは売防法を使っているため、タイトルも婦人保護事業になっていますし、センターも婦人相談所と言う記載になっています。けれども、実際に婦人相談所という名前を使っているところは2件を除いて全部

ゼロです。地方の現場では、現実に対応しているのに、国の行政機関だけが対応できていないという状況ですので、これまで、私の方から何度も見直しをしてくださいとお伝えしてきました。こういふと「検討中です」とお返事されるのですが、根本的なところを検討していないのではないか。根拠法を含めた検討をお願いしたいと思います。

○小西委員 行き場のない女の人が、とにかく住むところが一時的にあるのはすごいいいと思うのですけれども、でも売春防止法ではないだろうという。

○辻村会長 現状に合わない名前を使って違う事業をしているということですので、早期の見直しをお願いしたいと思います。では可児委員お願いします。

○可児委員 2点ほど質問があります。

1点は、一時保護所の方も一時保護委託の方も大幅に減ってきていますが、その理由について分析をされているのかどうか。もし分析をされているのであれば、その要因みたいなところを教えてください、もし分析をされていないのであれば、そういった分析を今後する予定があるかどうか教えてください。

もう一点は21ページのところで、一時保護後の主な状況というデータが出ているのですが、私自身が被害者支援に弁護士としてかかわっている感覚からすると、母子生活支援施設に行かれている方の数字がすごく少ないような印象を受けるのです。母子生活支援施設は地域によってすごく偏りがあるので、全国一律のデータを出しても余り意味がないと思っていて、これは都道府県別のデータあるいは地域ごとのデータを出していただくことが可能かどうかというのをよろしくお願いします。

○納米委員 今日の御説明の中で、DVがある場合の面会交流のことについての言及がありませんでしたけれども、厚労省が委託調査で行った報告書を拝見しますと、DVを目撃することについて両親共に子供にとっては加害者であるというような記載があります。これは訂正をしていただきたいというのが1点と、面会交流の支援においてDVがあるケースについて、どのように対応される御意向なのか伺いたいと思います。

○辻村会長 まとめてお答えいただけますか。

○厚生労働省 まず婦人保護事業の名称と事業の内容の検討についてですけれども、今日御説明した平成29年度の婦人保護事業の実態把握を踏まえて、今後の見直しの中身を詰めていきたいと考えてございます。

それから、一時保護の減少の理由ですが、なかなか分析が難しいという形で、先ほど私が言いました一時保護を自ら受けられない方がいらっしゃるという話もあります。それから、保護件数が下がっている原因についても、どういった理由で婦人相談所に相談が上がってこないのかというところが見えていないところでして、今年の29年度の実態把握の中で、婦人相談員の中でも主に市区町村の婦人相談員を対象にしまして、こういったところも調べていくという形で今後行っていくという形になっています。

面会交流のお話ですけれども、調査研究の名称はわかりますでしょうか。

○納米委員 公益財団法人家庭問題情報センターが厚労省からの委託で行った「親子の面会交流

の円滑な実施に関する調査研究報告書」というものです。

○辻村会長 後で個別に連絡して下さるようお願いします。

○厚生労働省 あと面会交流の支援についてですけれども、現在、厚生労働省が行っている支援事業というのは面会交流について取り決めがあって、父母がその面会交流をすることに同意している場合で、ただ、離婚等の葛藤等があってなかなかできない。面会交流が自分たちだけではできないというところを現在、支援している事業は行っているという状況になっています。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間の関係がありますので、最高裁に移ります。何か御質問はありますでしょうか。

○可見委員 先ほど最高裁の御報告の中で保護命令を担当する裁判官、担当書記官に対する研修をされているという御報告をいただいたかと思うのですが、DV案件で保護命令の申し立てをされるケースは本当にごく一部で、多くは家裁だと思うのです。家庭裁判所の裁判官あるいは書記官、調査官といったところへの研修は、こういったものをされているのかというのを御報告いただきたいというのが1点と、今年ですけれども、DV案件の面会交流中に1月には母親が殺された、あるいは4月には子供が殺されたという事件が起きている。それはいずれも家庭裁判所がかかわっていたケースだと聞いているのですが、こういった事件について何らか検証作業をすることは考えておられるかどうか、よろしくお願いします。

○最高裁判所 私は民事局におりまして、基本的に家裁のことについては家庭局が担当しておりますので詳細についてはわかりませんが、家裁の裁判官や調査官等に対する研修も行っているものと承知しております。また、事件を受けましてのDVと面会交流との在り方についても、DVの研修等の中でもそのような議題を取り上げるなどしていると承知しております。

○辻村会長 ありがとうございます。他にありますか。

最高裁につきましては私からお尋ねします。保護命令の受理件数は約3,000件からだんだん減っているということでしたが、その原因についての検証はいかがでしょうか。その原因を最高裁の見解としてどのように理解しているのか教えて頂きたいと思います。これは今すぐでなくてもよろしいのですけれども、何かご見解がおありですか。

○最高裁判所 結論的には正確な要因はわからないというところなのですが、裁判所としましては減少が始まる前後において認容率が下がっているとか、審理期間が延びているとか、そういった事情はございません。そういったところからして裁判所の方で何かその要因があるかというところは正直よくわかっていないところでございます。

○辻村会長 今後も引き続き御検討をお願いします。

法務省の方には、お待たせいたしました。何か質問がありますか。

○種部委員 無戸籍者ゼロタスクフォースというのは、今まで見えなかったものを見えるようにして減らしていこうというタスクフォースということなのですが、今後これから新しくこういう人をつくらないという意味で、対策が必要だと思います。私はいつも言っているのですけれども、配偶者の承諾がないと中絶ができない。離婚前で婚姻関係にあるかもしれないけれども、別居生活をしていて、例えば保護命令が出ているという状況の人については夫婦という形を成していな

いはずなので、配偶者の実態がない場合は本人の承諾のみで中絶したり、産む場合は法律婚上の配偶者の戸籍の中に入れないという形にするなど、これから先、予防をするとか、新しく発生させないということについて取組が計画されているかどうか、お聞かせください。

○辻村会長 私の方から1点追加ですが、第4次基本計画では70ページに加害者更生の取組という項目がございまして、そこでは担当部局が内閣府と法務省となっているのです。加害者更生に関することは、先ほども出ていましたけれども、内閣府のところに少し出てきただけで、あとはほとんどこの省庁も触れていなかった。基本計画の実施については、まだ2、3年ありますので今後の課題でもいいのですが、今後どのようななさるおつもりかということをお答えいただければありがたいと思います。

○法務省 まず無戸籍の関係ですけれども、出生前に御相談いただける場合にも法務局で今後の手続等を御案内していますし、その場合の裁判手続あるいは法テラスの連携であるとか、弁護士会との連携を行っているところでございます。

また、無戸籍の関心の周知、産婦人科医であるとか、小児科医の先生方、病院にも周知を色々お願いしておるところでございます。そういう形でこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○法務省 加害者更生の関係なのですけれども、法務省の中に刑務所を所管している矯正局と、刑務所から出た後の保護観察状態の者を所管する保護局というところがあって、それぞれ加害者の特性に応じた更生のプログラムをつくっております。ただ、DVの加害者という意味での特出ししたプログラムは今のところなくて、暴力犯罪の対象者のプログラムという形になっています。その中でどのようなことをやっていけるのかというのは現在、取組を進めているところではあるのですが、抜き出すことができる状況には今のところなっておりません。

○辻村会長 ありがとうございます。今のお答えを伺って状況がわかりました。これからの課題が見えたかと思いますが、4次計画の中でここであえて加害者更生という項目が入れられたのは、DVについてのことです。ですからこれについては、他の暴行、傷害事件等を一緒にしないで、DVについての加害者更生の問題を真剣にお考えいただきたいということでございます。同じ御意見の委員の方が多いと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。時間が3分超過してしまいましたので、ここで閉めさせていただきます。

本日は、このような形で中間報告的に、これまでの取組をまとめていただいてよかったと思います。今後の課題が色々見えてきていると思いますので、引き続き検討していただければ幸いです。

それでは、時間が押して申しわけございませんでしたけれども、事務局から今後の日程をお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 次回以降の開催日程については今、調整中ですので改めて御連絡をさせていただきます。

○辻村会長 それでは、90回の女性に対する暴力に関する専門調査会を終わらせていただきます。本日は長い時間、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。